

令和2年11月 定例教育委員会

日 時 令和2年11月20日（金）9時30分～

場 所 市役所第4委員会室

出席者

（教育委員）

西本教育長 中島教育長職務代理者 内海委員 合田委員 萩原委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 松尾総務課長 杉本社会教育課長 山口文化財課長 嶋田スポーツ振興課長 陣内学校教育部長 松田学校教育部次長兼学校教育課長 有富学校保健課長 久野総合教育センター長 木原教育センター所長 副島総務課長補佐

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

(1)教育長報告

(2) 令和2年8～9月分 議事録確認

(3)議 題

- ①佐世保市コミュニティセンター条例制定に関する意見聴取の件
- ②令和2年度補正予算（12号）の件
- ③佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例廃止の件
- ④佐世保市文化財展示施設条例制定の件

(4)協議事項

- ①コミュニティ・スクールの今後の方向性について

(5)報告事項

- ①佐世保市体育施設の指定管理者の選定の件
- ②学校再編説明会の進捗状況報告について
- ③学校給食費の公会計化について
- ④令和2年度佐世保市教育センター第2回教育フォーラムの開催について

(6)その他

- ①②を秘密会とする件
- ②市内中学校の訴訟案件に係る佐世保市に対する請求放棄について

◆ 教育長報告

- 10月23日 定例教育委員会
- 10月24日 佐世保市戦没者追悼式
- 10月26日 少年科学館運営委員会
- 10月28日 学校訪問A（花高小）
- 10月30日 辞令交付式
- 11月 2日 定例中学校長研修会
- 辞令交付式
- 佐世保市PTA連合会要望回答
- 11月 4日 定例小学校長研修会
- 11月 5日 全国都市教育長常任理事会
- 11月 9日 前期教育委員会
- 小学校定例副校長・教頭研修会
- 中学校定例副校長・教頭研修会
- 11月10日 長崎県都市教育長協議会
- 長崎県・市町教育長スクラムミーティング
- 11月11日 社会教育委員の会
- 11月13日 21世紀型学力向上推進事業緊急プロジェクト事業研究発表
- 11月14日 教育懇談会
- 11月16日 佐世保明るい社会づくり運動推進協議会 学校菜園助成事業視察
- 11月17日 市政懇談会（早岐地区）
- 11月18日 市政懇談会（崎辺地区）
- ロートレックと136人の画家展開幕式

【西本教育長】

早速ですけれども、（2）の令和2年8月から9月分の議事録の承認をお願いしたいと思いますが、お手元に届いているかと思えます。内容について御異論ございませんでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。承認をいただきました。

（3）議題です。今日は4件ございます。

まず①です。佐世保市コミュニティセンター条例制定に関する意見聴取の件ということでございます。当日配付の資料をお願いします。御覧いただいて進めてまいりたいと思えます。

事務局のほうから御説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

今、案内がありました右上のほうに当日配付①と書いた資料を御覧ください。

1枚めくっていただいて1ページ目でございます。

12月定例市議会に佐世保市コミュニティセンター条例の制定の件につきまして提案をいたします。今日が議案発送の日でございますして、来週金曜日27日から12月議会が始まりまして、そこで審議をしていただくということになっております。

先日、市長からの意見聴取の依頼がありまして、内容について異議がないということで回答したところですが、今回は議長。今日議案発送して、議会のほうに議案が届くんですが、議長のほうからも教育委員会の意見を求められております。

2ページを見ていただきたいんですが、今日が議案発送で、実はまだ議会のほうに文書そのものが到達していないものですから、まだ公印を押したものを頂くことができません。これは、公印を押したものを今日中には頂くようにしておりますので差し替えたいと思いますけれども、内容につきましては議会と調整の上、変わることはございませんので御了承いただきたいと思っております。

コミュニティセンターの条例につきましては、市長にお答えしたのと変わらないように、異議なしということで回答したいと思います。回答の文書につきましては、3ページのとおりとなります。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明いただいたのは、御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、教育委員会の所管している施設かれこれについて、移管するときには、島瀬美術センターもそうでしたし、市民文化ホールもそうでしたが、一応双方意見を求められますので、それについてどういうふうに考えているのか聴取ということがあっております。

以上について、委員のほうから何か御質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、議案のとおり異議がないということで、もし求められたときにはそういうふうに答えていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次、②になります。令和2年度補正予算（12号）の件につきまして、当局から説明をお願いします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料は、同じく右上のほうに当日配付①と書いたものでございます。5ページをお開きいただけますでしょうか。

同じく12月議会、来週金曜日から始まります。こちらのほうに12号の補正予算を計上したいと考えております。その内容について説明をさせていただいた上で、御審議をいただきたいというふうに思っております。

資料は6ページをお開きください。

歳入でございます。大きく8億5,200万円の歳入を減額させていただくことになっておりますけれども、主には日野小学校の工期延長に伴う減額補正をさせていただくものです。詳細につきましては、歳出を説明する中で説明をさせていただきたいと思っております。

歳出につきましては、7ページ以降になります。

1項教育総務費から6項保健体育費まで幾つかの予算を計上しております。7ページを使って説明をさせていただきます。

まず、総合教育センター事業でございます。条例のほうもコミセン設置条例を提案しております。4月1日からスタートするコミュニティセンター化に向けて総合教育センターのほうでも事業を行います。具体的には10ページをお開きください。

コミュニティセンター化することによって、地区自治協議会のほうで主体的にコミュニティセンターを運営していただく関係から、地区自治協議会の事務室を作ることとしております。左側が現状、右側が整備後の事業になります。ちょうど総合教育センターの事務室の入口のところの、今、視聴覚ライブラリーがあるところを改造して部屋を設けるものでございます。

7ページに移っていただきまして、小学校施設維持改修事業でございます。台風9号、10号の到来によりまして、一般施設改修費、学校の要望等を聞いていて、施設の整備、環境整備に使う一般改修費のほうで不足いたしましたので、小学校維持費のほうで3,000万円、中学校維持費のほうで1,800万円を計上しているものでございます。

続きまして、その下の小学校施設整備事業、日野小学校改築・長寿命化事業でございます。皆さん御存じのように日野小学校につきましては、丸々1年間工事を延期した関係で、令和2年度の予算につきましても減額をさせていただくところでございます。工事の取扱い等につきまして、国、県との協議が調いましたので、減額の補正をさせていただきます。

7ページの一番下、地区公民館管理運営事業でございます。こちら4月からのコミセン化に基づきまして、公民館の看板の書換え等を行うための経費でございます。

8ページを御覧ください。

一番上、東京2020オリンピック等関係経費につきまして、東京オリンピックが1年延長になったということで、来年度、聖火リレー等の事業の準備をするための経費を計上させていただいているものでございます。

2項目めの体育施設運営事業の体育文化館運営費から、一番下の鹿町地区体育施設運営費についてでございます。これは9月の定例市議会でも提案いたしました、コロナの影響に伴います指定管理者への損失補填の費用を計上しているものでございます。9月定例市議会で議会のほうから指摘がありましたので、予算として取り下げた経費、それ

を再度計上させていただくというものでございます。

最後に、継続費につきましても、日野小学校の工期延長に伴いまして、継続費を廃止させていただくものでございます。

12月の補正予算の説明は以上でございます。

【西本教育長】

簡単にかいつまんで言うと、10ページが総合教育センターに新たにコミュニティセンターの事務室を設置するということです。それから11ページが、さっき言った公民館がコミュニティセンターという看板にかけ替わる。それから12ページが、これは令和元年度にも予算を計上しておりましたけれども延びたので、同じような内容でもう一回上げると。それから13ページが、指定管理者の指定管理料の補正です。これは9月議会で撤回をしまして再び上げる案件なんですけど、額が若干、算出の部分を変えておりました、9月に上げておいたのは、令和2年度の計画的な、4月、5月の入ってくるであろうお金とコロナで減ったお金ということになってたんですけど、今回は、去年の実績と今年の実績を比較する、予算と実績が、実績と実績というふうなことになったので、お金が大分変わってきております。したがって、変更額というのが9月に出されたものとは少し低めに出てきています。そういうことで統一性を持たせたということでございます。日野小学校は1年延びたということです。

それでは、12月議会で補正をする12号の補正予算について、委員の皆さんから御質疑等ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、このように取り計らいたいと思います。ありがとうございます。

次、③です。佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例の廃止の件について、事務局からお願いします。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は16ページをお開きください。

先ほど議題の1でも御審議いただいたとおり、今回コミュニティセンター化ということで、社会教育法に基づきます公立公民館を廃止して、これまでの社会教育機能に加え、地域づくりのための様々な活動に柔軟に運用できる新たな地域の拠点として、コミュニティセンターを設置します。12月議会にコミュニティセンター条例の提案が出ますので、それに伴いまして今回、公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する御提案でございます。

提案内容は、佐世保市コミュニティセンター条例の附則2で今回条例を廃止することにしております。

資料は23ページをお開きください。

新旧対照表がございますが、その23ページの右側、附則の上から5行目です。附則の2のほうで佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例の廃止ということで記載しております。この新旧対照表ですが、基本的に公民館を引き継いで、それにプラスして地域づくりの拠点にしますので、基本的には条例は引き継ぐ形にしております。

ちょっと資料を戻っていただきますが、17ページをお願いいたします。

17ページから、それぞれ新旧対照表となっておりますが、主なところとしまして、趣旨のところでは、今まで社会教育法第24条の規定に基づきという形にしておりましたが、そこを右側のほうで、地域コミュニティの活性化、その次に社会教育という言葉を引き継ぎ明記しまして、今回新しいコミュニティセンター条例の中でも社会教育を規定しております。

続いて、第6条、次のページをお開きください。18ページです。

左側の今の条例の第6条のところで、許可の制限のところ、社会教育法の第23条に規定する、例えば営利、それから宗教、政治については禁止がされているんですが、その分につきましては、右側、新しい条例の中では、社会教育法の23条という表記ではなく文言で、第7条の2号、3号、4号のところできちんと社会教育法と同じ文言を入れております。ただ、営利に関しましては、今までも協議いただいたように、施設の設置目的に合致する分については営利事業も今回は認められるようになっておりますので、その分については、規則と要綱のほうで設定するようにしております。

そのほかは、ほぼ同じ内容になっておりますので、今回条例は廃止しますが、公民館の機能、社会教育の目的につきましてはそのまま継続した形でコミュニティセンターへ移行する形としております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明ありました、佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例廃止の件です。今までずっと公民館のコミュニティセンター化については議論をしてきましたが、最終的にはこの設置条例の附則で公民館条例を廃止することになりました。あと、コミュニティセンター条例ということで新たに制定しましたが、その内容についてということで説明いただきましたが、委員の皆様から何か御質疑等ございますでしょうか。

【中島教育長職務代理者】

我々こういう立場なので、この件について、いろんな御説明をいただいて、丁寧にやられているということがよく分かって、ある程度の着地点というのが見えてきて、本当に安堵しております。

ただ、一方において、全く役所の外側の人たちにとって、このコミュニティセンター

がどういう見え方がしているのかなと思ったときに、その情報というのは今のところ、地区自治会の会長さんであったりとか、町内会長さんの直接的なアナウンスが主になっているので、どうしてもやっぱり、今のところは情報の積み上げをしてどんどん啓発とかいろんな広報もしているんでしょうけども、負というか向かい風が結構このコミュニティセンター化ということだけでも吹いているので、実際はいい方向に流れていくと思うんですけど、その必要性だとか必然性などについては、恐らくほとんどの、特に若い世代なんか全く知らない方が多いのかなと思うんですね。

だから、4月から運用していく中で、ある程度の向かい風というのは緩和しておかないと、それ何だということころは結構出てくるかなと思います。だから、いろんな機会の中で、例えば、前回頂いた条例の概要の1枚紙がありますよね、こういったのは、佐世保市のホームページでコミュニティセンターとか、教育委員会の中でコミュニティセンターって検索しても、実際正式には立ち上がってないから出てこないんですよね。だから、こういうふうな動きになってますよ、こういったのがコミュニティセンターですよというようなことを少しずつ。こういったメリットがありますよとか、必然的にこういうふうに行くんですよということで、ある程度の実情というのを伝えておかないと。

今、結局世論というのは、どうしてもネットの情報とか、そういったバイアスがかかったような情報だから、誰かが大変なとき、バツとそこにみんなが群がって、そこでは、そういうのは駄目なんだというふうになるので、そういった点でもやっぱり、来年のスタートまでに少しずつ向かい風を取るような、逆に追い風になるようなコンパクトな情報をどんどんこちらから発信したほうが良いと思います。実態としては進んでいるわけですから。

実態がただ見えていないから、いろいろ不安材料とかそういった意見が僕なんかにも入ってくる、こういう立場だから入ってくるんです。不安の声が入ってくるんですけども、そういうことなんですかねと言えば、ああそうなんですかと。私も全然知りませんでしたので、説明を受けてもよく分からないのですが、こういう方向に行っているんですよということを、こちらから逆に先に、まあもちろん手順があるでしょうけども、やったほうが後々運用が転がしやすいかなと思うんですね。

だから、今の世論というのを逆に追い風にすれば、結構いろんな課題があってもやっついていこうという空気になる。今、空気感で結構世の中動いてます。だから、そういったところが大事なのかなという感じがします。その辺は考えられておられるとは思いますが、内容的にも実利的なものがあると思いますので、そういった「だからこうなんですよ」ということを逆にアピールしていくような方法というのがあったほうが楽なのかなと思います、理詰めで行くよりも。利点がなかなか分からないと思いますので。

ちょっと長くなりましたけど、要望ということで。いろんな方々からお尋ねとか結構ありますので。

【西本教育長】

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

御意見ありがとうございます。私たちもちょっともどかしい気持ちもありながらではあるんですが、12月議会が終わりましたらすぐ、広報させぼをはじめ、市のホームページ、それから例えば公民館の利用者が今いらっしゃいますが、利用者、定期参加者含め、一般の方、各地区公民館での説明会を始めようと思って今、市民生活部と検討をしております。

今おっしゃったいろんな世論、向かい風を追い風にしていくというところと、今ネットのSNSを含めていろんな情報のやり取りがありますので、そこを含めてどういう形で市民の皆さんにこの情報を4月に向けて伝えていくかというところは、改めて今日の御意見を参考にしながら、きちっと取り組んでまいりたいと思っております。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次、④です。佐世保市文化財展示施設条例制定の件です。事務局から説明お願いいたします。

文化財課長。

【山口文化財課長】

引き続き、当日配付①の資料の38ページをお開きいただきたいと思います。

議案の佐世保市文化財展示施設条例制定の件です。

提案理由につきましては、これまでの既存の施設でございます、うつわ歴史館、世知原炭鉱資料館、宇久島資料館、小佐々郷土館並びに、このたび福井洞窟ガイダンス施設を、新しく名称を福井洞窟ミュージアムと改めまして、それぞれの資料館を文化財展示施設と位置づけまして、その設置及び管理に関しましての必要な事項を定めるために提案させていただきます。

また、12月議会のほうでも提案予定でございますので、あわせてお知らせいたします。

それでは資料39ページの分につきましては、41ページと重複している部分がございますので、41ページ以降で御説明していきたいと思っておりますので、41ページをお開きいただきたいと思っております。

制定の趣旨は、先ほどの提案理由でも同じでございますので省略させていただきます。制定の概要でございますが、先ほど御説明しました既存の資料館が三つございます。

世知原炭鉱資料館、宇久島資料館、小佐々郷土館、三つの条例がございますので、こちらのほうも新しい条例に統廃合をします。

続いて、先ほどコミュニティセンター化の話もございましたが、公民館条例の中で、三川内地区公民館の併設施設ということで、うつわ歴史館が規定されておりますので、こちらのほうも新たに、新しい条例のほうで位置づけを行っていきたいと考えております。

三つ目に、令和3年4月に開館予定の福井洞窟ミュージアム、こちらのほうも文化財展示施設に位置づけるといようなことが主な概要になっております。

施行期日につきましては、来年の4月1日を予定しております。

続いて、42ページお開きください。

この条例制定に伴いまして、佐世保市文化財展示施設条例施行規則も定めてまいりたいと考えております。施行規則の中身につきましては、制定内容ということで、①文化財展示施設における開館時間、休館日、備品の貸出に関する事項、入館者の制限、入館者の心得などを制定いたします。それに続きまして二つ目に、既存の世知原炭鉱資料館の条例施行規則、宇久島資料館条例施行規則、小佐々郷土館の条例施行規則、こちらのほうも上記の施行規則のほうに統廃合をしてまいります。

43ページは、新条例と現行条例との比較表となっております。一番左側に、公民館の設置及び管理に関する条例ということで、うつわ歴史館の設置に関する規定を記載しております。そのほか、世知原炭鉱資料館、宇久島資料館、小佐々郷土館の条例がそれぞれ掲げられております。

一番右側に新しい文化財展示施設の条例案ということで上げさせていただいております。目的及び設置につきましては、第1条の中で「本市の歴史、民俗等に関する文化財の保存と活用を図るため、佐世保市文化財展示施設（以下「文化財施設」という。）を設置する」ということにしております。第2条で位置、第3条で損害賠償等ということ、第4条で委任、附則の第2号のほうで、次のページになりますが、既存の世知原炭鉱資料館などの条例について廃止するという構成になっています。

続いて45ページに、新しく名称をつけたミュージアムの概要について書かせていただいております。

名称につきましては、福井洞窟ガイダンス施設（仮称）の名称は福井洞窟ミュージアムとするということにしております。この名称につきましては、教育委員会の附属機関であります福井洞窟整備検討委員会というのがございまして、その中の委員さんの中で審議をしていただいて、佐世保市での方針決定ということで、この名称でいきたいと思っております。

設置の概要につきましては御覧のとおりでございまして、その他の中で、公民館の図書室の中に福井洞窟コーナーを設置することになっております。

入館料につきましては無料としておりまして、入館者数につきましては、ほかの類似施設と比較しまして、1万人を目標としております。

開館時間、休館日につきましても、他都市の事例、一般的な公開施設と合わせまして、

開館時間につきましては午前9時から午後5時まで、休館日につきましては毎週月曜日、月曜日が祝日に当たる場合はその日より後の休祝日でない直近の日、年末年始につきましては12月29日から1月3日ということで考えております。5番、6番の開館時間、休館につきましては、別途施行規則で設定しております。

46ページから49ページまでが、既存資料館の位置図をつけておりまして、50ページ以降は、福井洞窟ミュージアムの位置図、平面図等を参考資料ということでつけさせていただきます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、御質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【中島教育長職務代理人】

世知原と宇久島、小佐々には行ったことがあるんですけど、今は年間でどれぐらい。アバウトでいいですので、どれぐらい入場者がありますか。

【山口文化財課長】

来館者数ですね。世知原炭鉱資料館が、元年度で627人です。

【中島教育長職務代理人】

年間ですか。

【山口文化財課長】

年間です。宇久島資料館が208人。小佐々郷土館が430人という現状でございます。

【西本教育長】

問題はやっぱり施設の老朽化で、空調設備が壊れていたり、まあ補修はやってるんですけど。

【中島教育長職務代理人】

難しいところだと思うんですね。結局公の施設だから、仕方ない部分はあるけれども、そこに変な言い方ですが、維持していくためにそれなりの一定のお金を投与、税金を投入しないといけないし。だから、今後どうやっていくかということですよ。もちろん大事にするというのは分かるんだけど、それと、そこに維持するために投じていくというのは違うかなと思います。もし残すのであれば、それに見合うものぐらいに精選するとか集約するとかしたほうが。いわゆる置いているものとか、そういったもの

について、僕も1回行ったときにどうかと思うものが結構あったので。今はだいぶ整理されているかも分からないですけども。

集客が目的じゃないんだけど、ただやっぱり館として、市の施設として公開している以上はそれなりの整備をしないとかないけないですよ。その辺の兼ね合いというのは判断が難しいけど、やっぱり考えていかないといけないのかなと。その時その時でこのまま維持していくというのが果たしてどうなのかなという感じはちょっとしましたので、意見でございます。

【西本教育長】

文化財課長。

【山口文化財課長】

御指摘のとおりで、何らかの解決策を図っていかねばいけないということで、議会からもお話をいただいておりますし、庁舎内でも施設再編という部署もありまして、そこを中心としまして今協議を進めております。

小佐々郷土館につきましては今、複合化ということで、小佐々支所と公民館とこの郷土館を今の支所の中に複合化していくような話には決まっています。今後整備計画が出て、施工に入っていくということになっています。

ほかの宇久島資料館につきましても同じ方向性で今検討を進めております。

ただ、世知原炭鉱資料館だけは建物自体が文化財なものですから、こればかりはちょっと複合化というのは非常に難しいですので、中身の、展示の内容のリニューアルというのも、ちょっと今業務がいろんな形で繁忙になってますので、落ち着いた段階で検討を進めていきたいなと思っております。

御意見ありがとうございます。

【西本教育長】

わざわざ行かなくても、人の来るところに置いて見てもらうと。

【合田委員】

そうですね、ちょっと立ち寄ってね。

【西本教育長】

うつわの歴史館も今、三川内全体で支所とか伝統産業会館とか一つにしようかみたいな再編計画があります。そうした場合には移設するとか。そこに行かなければ見られないというより、人が来るところに置いておけばいいんじゃないかと。いい方向に変わりがつつあるんだろうと思いますが、取りあえずまだ現存施設がありますので、そういった条例の改正があっているということは御理解いただければと思います。

それでは、以上で議題のほうは終わりましたが、協議事項があります。コミュニテ

ィ・スクールの今後の方向性ということでございます。事務局のほうから御説明お願いしたいと思います。

学校教育課長。

【松田学校教育課長】

協議事項資料のコミュニティ・スクールの今後の方向性についての1ページ目をまず御覧いただけますでしょうか。

1の検討内容から説明させていただきます。

学習指導要領に示された社会に開かれた教育課程を実現するため、令和4年度以降、小佐々地区に加え、複数校へのコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の拡充を目指すことについての御検討をいただきたいという内容でございます。

導入のねらいは次の4点です。1ページの中ほどを御覧ください。

1点目は、教職員が地域住民等や様々な組織とつながり、顔が見える関係になることで、持続可能な連携を目指すことであります。

2点目は、育てたい子供像などを学校・家庭・地域が共有し、学校が保護者や地域住民と一緒に課題に対する対応策を考えるなど、社会総がかりで取り組む教育を実現すること。

3点目は、ふるさとで活躍する人材を活用した教育活動の充実を図ることなどにより、児童生徒の郷土愛を育み、未来を創るふるさと教育を推進すること。

4点目は、複数の会議体を学校運営協議会に一本化し、参加者の負担を軽減し、強制ではなく、学校・家庭・地域等ができることから始める緩やかなつながりを目指し、組織や活動のスリム化を実現することでございます。

資料の2ページを御覧ください。本市におけるコミュニティ・スクール及び協働本部導入の経緯について御説明いたします。

御案内のとおり佐世保市におきましては、小佐々地区の小佐々小、楠栖小、小佐々中の3校を平成28年度にコミュニティ・スクール研究校に指定いたしました。

平成29年度、佐世保市学校運営協議会規則を施行、小佐々地区地域学校協働本部の規約を施行、小佐々地区地域コーディネーターを委嘱しております。

平成30年、表の中ほどになりますけれども、佐世保市学校運営協議会規則の改正により、指定制度の廃止及び複数校に一つの学校運営協議会の設置が可能となったことを受け、小佐々地区の3校が、海光る町学園運営協議会と地域学校協働本部を設置し、佐世保市初の3校で一つの学校運営協議会を持つコミュニティ・スクールとなりました。

表の下から2段目になりますが、平成30年度には、第三期長崎県教育振興基本計画の成果指標として、令和5年度までに県内100校への導入が示されるなど、県教育委員会もコミュニティ・スクール拡充の考え方を示しているところであり、本市においても、佐世保市としての教育コミュニティづくりに係るビジョン策定の検討を始め、今に至っています。

資料3ページを御覧ください。

(1)の表を見ていただきたいのですが、全国や県とともに本市の現状を改めて御説明いたしますと、全国、県内ともに少しずつコミュニティ・スクール導入校が増加している一方で、佐世保市は小佐々地区の後、新規導入校はございません。

また、同じく3ページの(2)を御覧いただきますと、学校運営協議会とともに、コミュニティ・スクールの両輪と言われる地域学校協働本部の整備状況につきましては、ページ中ほどに佐世保市の整備校数を70校、100%と記載しております。この数字は、表の上段に記載しておりますように、調査における県の整理といたしまして、市内全校で設置している学校支援会議をもって地域学校協働本部の整備と捉えてよいとの考え方であったため、100%としているものでございます。したがって、実際に地域学校協働活動推進員を配置し、学校と地域の連携、協働体制が整っている地域は、小佐々地区の3校ということになります。

3ページの最下段を御覧いただきますと、このようなコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を一体的に整備している学校は、全国で、この表の真ん中を見ていただきますと、重なる部分14.1%となっております。

続きまして、次のページ、4ページの(3)を御覧ください。小佐々地区のコミュニティ・スクール、通称海光る町学園の成果と課題について記載しております。

成果といたしましては、学校運営協議会と地域学校協働本部が整備され、うまく機能していること。具体的には、学校運営協議会委員は、学校運営参画していることで当事者意識が高い、学校の運営方針や教育目標などを共有しているため、学校関係者評価等において、内情が分からないため評価が困難であるという場面が少ない、つまり、適切な評価を受けることができているということです。

また、地域コーディネーターが機能しているため、人材発掘や学校と地域が連携した取組が実施しやすい環境ができていることや、人材派遣システムとして共育サポーターの登録制を実施しており、登録者の増加により、地域全体で子供を育む環境が整ってきていることも成果として上げられます。

一方で、今後の課題といたしましては、中ほど②を御覧いただきたいのですが、行事や会議が多いということで、活動のスリム化の狙いとはそぐわない状況が現在ございます。また、新たに赴任した職員への引継ぎや意識改革が必要であること。三つ目に、拡充を進めるに当たって必要な予算の検討など財政面の整備が必要であること。また、地域人材の継続的な確保が必要であることなどが上げられます。

特に予算の面につきましては、現在運営協議会委員1名につき1回1,100円の報酬を支払う形になっております。また、地域学校協働本部につきましては、1校につき年間20万円を支出し、その中からボランティアの方への謝金等が支払われております。そういった面での財政面での整備が大きな課題であります。

こういった現状を踏まえまして、現在事務局にて検討しておりますコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の目標について御説明させていただきます。4ページの一
番下、5の目標の欄を御覧ください。

コミュニティ・スクールの令和4年度導入校を、小佐々地区3校を含む8校程度、令

和5年度を15校程度としております。

令和4年度にあと5校としているのは、小佐々地区の成果と課題を踏まえ、市内で1校に一つの運営協議会を設置する地区、複数校で一つの運営協議会を設置する地区、これらを想定いたしまして、合計五、六校であると想定しております。

最後に、コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の設置に向けたスケジュールを御覧ください。5ページです。

令和2年度の11月、12月以降のところを見ていただきたいのですが、先日の11日、社会教育委員の会議において社会教育委員の皆様にご説明し、御意見を頂戴したところでございます。そして、本日の定例教育委員会によって御協議をいただくということとあります。

さらに12月に、本定例教育委員会において、当方針の議決をいただきたいと考えております。その後、1月を目安に校長会へ説明をいたします。

学校教育課としては、令和3年度の5月をめどに、学校運営協議会の新規設置校の募集を行い、令和3年度いっぱいをかけまして、設置希望校における学校運営協議会設立支援を行いたいと思います。

社会教育課といたしましては、令和3年度の5月をめどに、地域学校協働活動推進員設置要綱の設定、その後、地域学校協働活動推進員の選定、委嘱を行う予定でございます。

同時進行で、放課後子どもプランの改定を行い、コーディネーター設置要綱の廃止を考えております。

資料といたしましては、6ページ、7ページに、県の義務教育課が作成いたしましたコミュニティ・スクールの導入推進に関わる資料を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【西本教育長】

ただいまコミュニティ・スクールの今後の方向性について説明がありましたけども、委員の皆さんから御質疑等ございませんでしょうか。

内海委員。

【内海委員】

小佐々で取り組んだときに、キックオフというか現場のほうに行って、見させていただきました。こういうことをこういうふうにやっていくんだなということがよく分かったんですけども、その後の活動というのは現状どうなっているのでしょうか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【松田学校教育課長】

今年につきましてはコロナの関係がございまして、集まらないということで、学校運営協議会そのものは現在2回行われていると。学校の子供たちの様子の情報共有を図っているような状況です。ですので、地域を交えた行事というのは、今年に限っていえば困難な状況ではあります。それまでは、去年は計画をされているとおり、地域との連携行事を実施しておりました。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

萩原委員。

【萩原委員】

学校支援会議というのは、学校の支援会議の組織率100%と書いてあって、私も学校支援会議みたいなのに出ていたんですが、それと別に組織をつくるようにしているんですよね。今あるものをどういうふうに活用して、またその上につくっているんですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【松田学校教育課長】

学校支援会議は、文字どおり支援をしていくということなんですけれども、学校運営協議会については、校長の学校経営の方針を理解して承認する、それとか、一定、教職員の任用に関しても意見が言える。そういった支援会議とは違った役割になっております。

先ほど組織のスリム化という目標も話させていただいたように、別というわけではなくて、今ある例えば学校支援会議とか評議委員会とか関係者評価委員会とかそういうもの全て含めて、網羅したものを一つつくってやろうということを意図したものです。ですので、新たにではなくて、今あるものを動かしていく仕組みです。

【萩原委員】

今あるものが基礎になって、もう少し権限が大きくなるということなんですかね。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

今の資料の2ページをまずお開きいただけないでしょうか。

大きな流れを申し上げますと、実はこのコミュニティ・スクールという制度は平成1

6年に発足しています。平成16年に文科省の主導で法改正がなされて、導入がスタートしていったんですが、当時長崎県の状況としては多分、評価のための会がある、ゲストティーチャーの会がある、放課後子ども教室の会がある、何とかの会があると、物すごく会がブッキングしている状態でした。この状態を何とか改善してスリム化しなければならないということで、統合した学校支援会議というのがつくられて、それは県教委が推進を提唱いたしました。この会を一つつくって、これで強化してあれこれしよう。そこで多分、萩原委員さんがずっと活躍いただいたんだろうと思います。

このときに県教委としては、学校支援会議がコミュニティ・スクールに準じるものだと、法的に学校運営協議会をつくった学校ではないけれども、学校支援会議を設置している学校はこれに準じているという判断をしておるところです。ただ、根本的な違いは、今回資料の7ページを御覧ください。7ページの一番上段の右側、4のところ。ここで、学校運営協議会制度の主な三つの機能とございますが、これの一番上、校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること、これがマスト、これが必須ですということになっております。法に基づく会議であり、この法に基づく会議は校長の学校運営の承認をするという大変強い権限が法に基づいて付与されております。かつ、これは必ずしてくださいと。

先ほど申しあげました学校支援会議は、目的、機能は大変似てはいたんですが、この承認権がなかったということです。今回、学校支援会議を学校運営協議会制度に整えていこうとしていることは、もうはっきり言えば、この承認権を持たせようとしている、ここが一番大きな違いでございます。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【中島教育長職務代理者】

今質問があったように、私どもの中身というよりもなかなか理解が難しく。先ほど部長から説明があったように、記載のとおり平成16年度にそういうことが出てきて、やっぱり国の方針があって、それをどう県が解釈して、それを我々に、基本自治体におろす、市町村におろす段階で、やっぱりベクトルが変わった部分があるんですね。最初はこういうふうなので作っていたけど、今はちょっと違う。ただ、これも風の流れなんでしょうけども、現在は実際は全国的にこういうふうに行きましょうということで、やっぱり必然性があるんですよ。ここもやっぱりこうなろうよ、こうしようよとやっていくような方向だし、全国的にもそういうふうな。方向性は全然いいと思う。

ただ、やっぱりイメージ的には、地域と学校の先生にも混乱している部分がある。要は組織を整理して、統廃合して、機能を少し精査して、そして広げたりしていくか、深める。よそと手をつなぐことによって、それぞれ持ち合いましょうと。それによって持ち合う大変さはあるけれども軽減できる分もあるので、それはいわゆるスリム化に最終的になる。

やっぱり今は学校はなかなか大変なので、変化という部分に対する懸念とか不安もあるので、当然導入する何年かにおいては、いわゆる変化の痛みというのは一時的にあるかもしれませんが、これは一旦設置したら、単年度とか何年か研究をしていこうというのではないですよ。そういった組織というのをつくれば、先ほどの自治協議会でのコミュニティセンターじゃないですけども、大体流れていくわけです。その地域の実情によって、ある程度流れていきますので。そしてまた学校の研究指定とは違って、みんなですべて新しく作り上げるんじゃないで、ある意味組織の改編と運用だから、管理職の事務分掌規程じゃないけど、そういう部分も大きいので、単に事務的な担当職員の負担が爆発的に大きくなるということはないと思う。前任のいろんな先生とか担当者からもお話を聞くんですけども。

今後少しずつ増やしていくということなんですけども、恐らくもう何年度に用意ドンでやるという意味ではもちろんないですし、来年度5校プラス、次の年が7校ぐらいですので、大体中学校のゾーンでやるとすれば。やり方としては複数校でやったほうがやりやすいんじゃないかと。単独でやることもできるんですけども、ゾーンかけた方がやりやすいんじゃないかという部分もあるので、一般的にですね。まあ、それはそれぞれの独自の地域でやられていいと思うんですけども。今、先行事例があるし、いろんなところでやられているので、逆に希望を取れば恐らく。最初、たまたま今回は小佐々が手を挙げてやったんですけど、ほかにもやってみようという地域もあったんですよ。だから、地域によっては恐らく、希望があってということであれば、もうこれは両方入るだろうし。

やっぱりキーとなるのは、その当時もそうですし、今でも言われているんですけども、ここにも書かれていますように、学校運営協議会と地域学校協働本部が両輪ですよ。いわゆる社会教育と学校教育がうまく両輪で回っていくのが一つのポイントかなという部分です。ここで言えば学校教育課と社会教育課がうまく連携してつながっていけば、実際、実態としては、それぞれの地域としても、学校としてもある程度回っていくんじゃないかなと、僕はそんなに心配はしていないし、いけるんじゃないかなと安易に考えているんですけども。

ただ、実際にそれをある程度浸透させるためのアナウンスというのはかなり難しく、丁寧にやらないと、向こうの人からするとかなりマニアックなものだと思います。萩原委員さんがおっしゃるぐらいですから、多分なかなか理解とか浸透とか。そういうのには、ある程度その地域はやらないといけないかなという感じはするけど、方針的には僕はこういう方向で行くべきかなと感じたところです。

【萩原委員】

その子どもたちを社会教育課が守ろうとか、協力して育てようという意味はとてもいいと思います。実際に町内とかで推進員とか核になる人は、そんなにたくさんいるかというと、なかなか人が集まらない。同じ人の負担にずっとなっていくというような、そういう問題は必ずあると思うんですよ。

その計画ばかりが、また新しく、また新しくなるのというような感じがあって、どこが違うのというのがやっぱりなかなか浸透しないんじゃないかなというような気はともするんですね。

現場の人材というのはあまり変わらなくて、ずっと流れているような、大体同じような人がしているというような問題があるので、その辺のところで推進員の選び方とか、そういうふうなことをもう少し力を入れていただきたいなというような気がします。

【中島教育長職務代理者】

おっしゃるように、今、地域の方で会議に必ず同じ方が出ておられますよね。簡単に言えば、三つの学校があれば、この会議の中にも出ておられ、この会議の中にも、この会議のもと。でも小佐々の場合は、海光る学園の一つのゾーンの学校にしていますので、一つなんですよね。だから、ボランティアみたいな何とか隊、何とか隊とつくって、そのゾーンで行事か何かがあったときには、ここをお願いしますと、窓口をつくっていますので一本化できるわけですね。だから2回、3回同じような会というのはないので、そういった部分では三つ一緒になって、1回だけで済むので、それは委員さんたちは大分楽になりましたという方もおられます。

だから、重なりとかダブリとか、そういったのがスリムにできるというのは一本化で。だから、何か困ったときにはあの人という。今イメージとしては学校単位で考えるじゃないですか。学校には誰がいて、学校にそれぞれ割り当てられていて。それが一つのゾーンになっているから、ここはここに頼むと。人材バンクなんかも、小佐々地区はここで、ちゃんとつくってらっしゃいますので、そこに一報入れれば、そこから人材ボランティアスタッフが上がってくるというようなシステムになってます。それは実際の会議以外も。

問題は、組織ではなくて機能ですね。それだけ機能できるかということですから、そういった意味では、多少の入口の部分の面々は大変かもしれんけど。負担感とか無駄があるかもしれませんが、慣らしていけば、将来的には機能的でスリム化できるんじゃないかなという感覚はあります。

【萩原委員】

ぜひうまくいっていただきたいと思います。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

【合田委員】

経緯を見てみると、そんなに経つんだなと思いますけれども、私も前から小佐々の卒業式などにも出席させていただいて、地域の方からは、すごくいい取組がスムーズに進んでいますねという御意見しか聞いたことはないんですよ。課題を見てみますと、あま

り課題もそんなに大きな課題ではないなと受け止めています。

一番気になるのが、学校側の負担がどうなっているのかなという点でして、ここに目を通しますと、会議が増えているという意見が出ていますが、経費と面とともにですね。この会議が増えている以外に、何か学校側からのお声というのは上がってきてますか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【松田学校教育課長】

資料の課題のところにもお示ししておりましたけれども、ちょうど今、合田委員さんおっしゃってくださったように、この経緯を見ますと結構な年数になります。その中で、校長先生もお代わりになり、それから職員も転勤等でメンバーが変わります。そうしますと、立ち上げたときの理念、意欲といいますか、こういう学校をつくりたいんだ、こういう地域をつくりたいんだという理念も共有してスタートし、それを今度は新しく来られた方につなげていく。意識改革の必要とか、新しく入職した職員への引継ぎという言葉先ほど使わせていただきましたが、その辺りでやっぱり職員にとっても地域とつながることうまみがあるとか、そういったものはやっぱりつなげていかなければいけないというところの、校長先生方の思いというのは聞かせていただいています。

佐世保市は、先ほど学校支援会議の話がありましたように、平成16年の事件以降、いのちを見つめる強調月間で、地域と連携という形はすごく重要視されて、そして学校支援会議の設立も相乗効果があって、地域連携が本当に当たり前になってきているすばらしい地区だと私は考えています。全国学力調査の質問集約の中で地域と連携につきましても子供たちの成果というのも上がってきていて、先生方の中には地域連携の大切さについては十分浸透しているというふうには認識しているんですが、先ほどのお話にありますように、こういった新しい形での学校運営協議会というものがあって、地域協働本部があってというコミュニティ・スクールとしての大きさのうまみというところについてはまだまだ円滑な継承というところまで至っていない状況です。

もう一つ、そもそも学校運営協議会というのは1校に1つで、小佐々地区の場合は小中で3校という、平成29年度の改正を基になっておりまして、小中連携も、地域連携も図っているところの運用面での意見が強くなってきている。その辺りの小中連携をするにはちょっと距離が遠いなど。乗り入れも今やっただいてはいるんですけども、その辺も今後の課題です。

【合田委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

この件については、目標を立ててスケジュール管理しながら説明させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で協議事項が終わりました。

次、（５）報告事項に入りたいと思います。報告事項について、①佐世保市体育施設の市指定管理者の選定の件、事務局からお願いいたします。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

資料は当日配付の②を御覧ください。１ページと２ページを使わせていただいて説明をいたします。

まず１ページ。A４横になります。御覧くださいませ。佐世保市体育施設の指定管理者の選定の件ということで、御報告差し上げます。スポーツ振興課が所管する６施設の管理を行わせる指定管理者として、次のとおり選定したことを報告するものでございます。

今回対象となる施設でございますが、表のほうを御覧ください。体育文化館、東部スポーツ広場、温水プール、次のページに行きまして、総合グラウンド、北部ふれあいスポーツ広場、小佐々地区体育施設、この６施設が対象でございます。

この６施設が来年３月３１日で５年間の指定管理期間が完了となることから、今年、２ページになりますが、その他のところですが、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間の指定管理者の選定を今進めているところでございます。

スケジュールのところを御覧ください。今説明した六つの体育施設でございますが、公募の施設と非公募の施設がございます。公募の施設が、１ページ目で紹介しました体育文化館、東部スポーツ広場、温水プールで、公募を行わない、非公募で進めている施設が、総合グラウンド、北部ふれあいスポーツ広場、小佐々地区体育施設となっております。

公募の施設につきましては、７月２１日から募集を開始いたしまして、１０月１９日に指定管理者選定委員会のほうに諮問を行っております。２６日に答申がございまして、現在選定した者を１２月定例会のほうに指定するというところで提案を差し上げる予定にしております。

１ページにお戻りください。公募の３施設でございますが、現在の指定管理者が表の中ほど、現指定管理者と書いておるところが、それぞれ指定管理を行っております。選定委員会に諮問した結果につきましても、同じ団体を選定するというところで答申がっております。それを踏まえまして、教育委員会といたしまして、現在と同じ団体を選定

をするという決裁を取っております。その者を今度12月定例会に指定議案として提案する予定になっております。

参考までに、体育文化館には2者の応募がっております。東部スポーツ広場には3者の応募、温水プールには1者応募があったものでございます。

選定に至った理由につきましては、右側に記載のとおりとしております。

また、2ページ目、東部の3施設、総合グラウンド、北部ふれあいスポーツ広場、小佐々地区体育施設、これにつきましては一括で公募としておりまして、公益財団法人佐世保市体育協会に引き続き管理を行わせるということで、議会のほうに提案をしたいと思っております。

報告は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま体育施設の指定管理者の選定の件について説明がありましたが、委員の皆さんから御質疑等ございませんでしょうか。

ちょっと言わせてもらえば、公募は分かりました。選定委員会で選定をして審査をするということで。非公募の理由は。2ページの右側にそれぞれ、判断されるというふうな意見があるんですが、これは相手が申請をしてきて、10月16日、適切に運営をされているという、いわゆる評価というものはどこでなされるのかというのがないような気がするんです。非公募であったとしても、この団体でこの5年間適切に運営をされてきたということで、この団体を非公募にしたことについては間違いなかったというか。評価がどこかにないといけないのかなという気がするんですが。そこの辺りはどんなですか。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

それぞれの施設はモニタリングを行っておりまして、市民からいろいろ御意見をいただいたりもしております。その中で評価がほとんど90%から95%ということで、それぞれの利用者の皆様方からの高評価を得ているというところもございますので、そういった実績も考慮しながら、引き続き非公募でこの団体を選定するという評価をいたしたまでです。

【西本教育長】

できればそれもここに書き込んだほうがよいのではないかと。この団体しかいないからこの団体ではなくて、この団体しかいなかったけれども、5年間そういったモニタリング調査したら好評をいただいているとか、適切に運営されていると判断されるという、評価も書き込んだほうがいいのかと私は思いますね。

【嶋田スポーツ振興課長】

そのようにいたします。

【西本教育長】

中島教育長職務代理人。

【中島教育長職務代理人】

私も同じようなことを感じたんですけど。実際に実態として佐世保市の体育協会がずっとやられて、その実績とか、でも、実際的にはここしかできないという部分もあるんだろうけど、あえて、ここだけ非公募という形にすることが、果たしてどうなのかなと。仮に公募にしてほかから上がってこないにしても、公募にはできないんですか。

【西本教育長】

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

今回非公募ということで決定をして、引き続き体育協会に担わせているんですが、もともと現在の佐世保市体育協会は、佐世保市が施設の運営を担わせるために設立した財団法人佐世保市体育振興会という団体がありました。その団体と佐世保市体育協会が一緒になって現在、公益財団法人になっているんですけど、指定管理者の選定に関する公の施設の類型基準ということで、佐世保市のほうで決めているルールがあるんですけど、その中にも当該施設の管理運営のために特定団体が設立されており、特定団体がノウハウ等を有していれば、そういった施設を非公募で選定することもできるという決まりもございます。

現在の体育協会は、34の競技団体もございます。それぞれ、総合グラウンド、小佐々、北部ふれあいスポーツ広場につきましては、体育館、陸上競技場、野球場、運動広場、プール、アーチェリー場、それぞれの競技が活動できるそういった場所を持っていますので、そういった佐世保市のスポーツ振興を進めていく上ではそういった体育協会に場所と機会を一緒に提供することで、スポーツ振興の相乗効果も生まれるんじゃないかということも踏まえて、この総合グラウンド等3施設につきましては非公募ということで、今回は選定も引き続きしたものでございます。

【中島教育長職務代理人】

よく分かるんですけども、実態的にその次元とかが違うわけでしょうね。我々がぱっと見て、全く中身が分からないから、何でここだろうかと思ってしまう。あくまで並列じゃないですね、今説明受けたりと、そういった条例があれば。並列になれる例じゃないわけでしょう、ここは。そうであれば、ここに書いとして、ただし、これについては、こうこうでこういう取扱いにするという形でと置いといたほうが、対外的に良かったなど。

実態的にはそうじゃないと僕も分かるんですけども、そうであればそこはもう、ここはこういうふうなことで運用していきますというふうなただし書があったほうが。どうなんですか、その辺は分かりませんが、素朴な疑問です。僕みたいないろいろ考える人間が多分そう思うのかなと。すみません。

【西本教育長】

確かに時間が経ってくると、そういう疑問が出てくるんだろうと思います。例えば、アルカスSASEBOをつくったときに、文化振興財団も併せてつくりました。文化振興財団はアルカスを運営するためにつくった財団なので、アルカスについては非公募になっています。何十年かたってくると、何もアルカスを運営するのは文化振興財団じゃなくてもいいんじゃないかと意見も出てくる可能性がある、そういう設立の経過を知らないということになってくると。ただ、未来もそうかというともた違うと思いますので。もっとほかにしっかりと運営する団体が出てくれば、その非公募のところについても、与えられた既定の権利ということではなくて、事業努力はしていかないといけないと。そういう意味では非公募であったとしても評価はしっかりとやっていく必要があると思います。

そういった素朴な疑問が出てくるので、そこはしっかりと。非公募であるがゆえに責任が大きいということで、しっかりと運営をしていくと。ほかに第三者が見てもここしかできないよねというふうなことを見せてもらう必要があるのかなという気はしていますので、そういったことをしっかりと捉えて、相手方に訴えていかないといけないかなと思っています。

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、今回12月議会の議案として提案される予定になっています。

次です。②学校再編説明会の進捗状況報告について、事務局から説明をお願いします。
教育総務部長。

【山元教育総務部長兼新しい学校推進室長】

資料は同じく当日配付②の3ページをお開きください。これまで説明をしてきました学校の再編の説明会を、この3ページに記載しておりますとおり、一番左の木風小学校から、10月21日から説明会を開始しております。

対象は、上のほうに書いてますが、PTAの役員さん、地域の代表者向けということで、出席者はそれぞれの学校に記載しているような方に出席をしていただいて、10月

21日木風小学校から、次の4ページの真ん中ほどになります。清水小学校がちょうど昨日11月19日で、福石小学校が今日5時から予定していますけれども、今16校を回ったという状況でございます。

主な説明会の雰囲気ですけれども、子供のことを一番に考えてほしいと、そういう雰囲気で臨んでもらってます。ただ、意見としては通学路がやはり長くなるということで、安全であったりとか手段というのは検討していただきたいというものがあります。あと、指定外通学に関する意見がやはり少しありまして、どうしても通学区域をいじる結果、こっちが近いのにこっちに行けない、それは指定外だからと。じゃあ今、指定外で来ている子供たちは何人いるのかと。その子供たちでキャパシティが埋まっているんじゃないかという意見もありながらですね。最終的には、今回の考え方として地区自治協議会の区域とも整合しない形になっていると、じゃあ地区自治協議会の地域と見直せばいいんじゃないかということも、保護者のほうからは少し遠回しに出ているという、大まかにそういった状況です。かといって結局何もかもということではなく、やっぱり最初に申しましたとおり、子供たちのことを一番に考えてくださいということで今進んでいるところです。

予定としましては1月後半か2月頭ぐらいには取りあえず一通り終わるかなという予定で進めています。

以上で説明を終わります。

【西本教育長】

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑等ございますでしょうか。

精力的に回っていただいておりまして、目立ってはないですが、総論賛成、各論反対になってきますので、実際に動き出すとちょっといろいろ議論があるかと思いますが、丁寧に説明していくという手順を踏んでおりますので、これで押し切るということではなくて、たたき台として御理解いただきたいと。先ほどの部長の話でありましたように、子供たちのことをまず第一番に考えて、何が一番いいのかというのを御議論くださいというふうなスタンスですから、そういう意味では意見交換としていい形で進んでいるのかなと思っております。まあ難しいところもございますので。これが下に降りてくるといろいろ出てくるのかなという気がいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次です。学校給食費の公会計化についてでございます。事務局から説明をお願いします。学校保健課長。

【有富学校保健課長】

報告事項の、事前にお配りしている1ページをお開きください。学校給食費の公会計化について御説明をしたいと思います。

昨年7月26日に開催された令和元年度第1回総合教育会議において、公会計化を目指して検討していきたいということを御説明したところ、取組に皆様方からは積極的に賛成という意見があり、また、市長からも積極的に取り組んでいくという意見も承っております。それを受けて、昨年につきましては準備を行いまして、本年度から本格的に検討を、本格的な導入へ取組を開始して、9月30日付で公会計化について市長までの方針決裁という形でいただいております。

ここで公会計化について、改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番目の公会計化の導入というところでございます。現在、学校給食費については、各学校において徴収管理を行う私会計による管理を行っておりますけれども、学校給食費会計の透明性の向上、適正な管理運営及び学校現場の負担軽減により児童・生徒と向き合う時間を確保をするため、学校給食費の公会計化の導入を行うということで、導入年度としては令和4年度ということで進めていきたいと考えております。

公会計化により見込まれる効果といたしましては、まず学校現場の負担軽減ということで、給食費の徴収や会計事務、未納者への督促事務などがなくなり、業務面、精神面での負担軽減や、児童・生徒と向き合う時間の確保につながる。それから、保護者の利便性の向上。金融機関窓口納付、コンビニ納付など多様な納入方法の導入や、口座振替の場合は市指定の金融機関にいずれからでも選ぶことができるなど、選択肢を増やすことができます。それから3番目、会計の透明性の確保。市の歳入歳出予算に計上し、予算、決算、監査など、法令や市のルールに基づいた管理運営を行うことで、会計の透明性が向上する。4番、学校で現金を取り扱わない安全性の確保。現金の収受がなくなり、紛失・盗難などの事故防止につながるというような効果が見込まれております。

このように公会計化に至ったところですが、国の動向を受けてということが一番大きいところがございます。国の動向といたしましては、ここに書いてはいたいたのですが、まず中央教育審議会が平成31年1月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」という答申が出されておりました。その中で、未納金の督促を含めた学校徴収金の徴収・管理は基本的に学校教師の本来の業務ではなく、学校が担うべきでなく、地方公共団体が担っていくべきというような方針を受けまして、文部科学省のほうで、そこに書いてありますように31年の3月でございますけれども、働き方改革に関する取組の徹底についてという中で、学校給食費の徴収・管理業務は地方公共団体が自らの業務とする公会計化を推進するというような方向性を示され、令和元年7月に文部科学省から、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインが各地方公共団体に通知されております。

他都市の動向でございますけれども、令和2年7月に調査を本市のほうで行っております。中核市は60市中24市が導入をしておりました。公会計が4割、私会計が6割

という状況になっております。県内におきましては、長崎市が31年4月、平戸市が29年4月、松浦市が31年4月、大村市が今年の4月から公会計化を行っている状況でございます。

次ですけれども、1ページ飛ばしていただいて3ページを先に御説明したいと思っております。

学校給食費収納管理の流れの、左側が現在、右側が公会計化後ということです。ここで先ほど私会計という話を御説明したかと思っておりますけれども、いわゆる私会計とは、給食費を保護者の方が学校に納められて、そのまま支払いを学校からするというので、市役所のほうの会計の中を通さずに、食材費の支払いがなされる形態のものを私会計というふうに呼んでおります。右側は、いわゆる給食費を一旦市のほうに保護者の方から納めていただいて、それで食材費を支払うという、流れが大きく変わるというようなところでございます。役割分担につきましても、そこに書いてありますとおり大きく変わってくるような状況でございます。

ちなみに、現在の学校給食費の収納管理の流れの中の一番下のほうに、学校の徴収方法が書いてあるかと思っておりますけれども、学校への現金持参が60%、口座振替が15.7%、それから地域の皆さんで回収というのが4.3%、それから口座振替と持参両方認められているのが11.4%、地域回収と持参を認められているのが8.6%といったような状況で、非常に保護者の皆さんの納入の方法について制約があるというような状況です。そこにつきましても、口座振替であったり、納付書であったり、あとはコンビニ収納についてもやっていきたいと考えておりますので、大幅にサービスの向上につながるのではないかと考えているところでございます。

あと、ここで一番問題になってきますのが、会計が約80億円ちょっと給食費がございまして、トータルで。これを2万食くらい、2万人くらいの方から集めてということになりますので、非常に電算システムの開発とかが重要になってまいります。

前のページに戻っていただいてよろしいでしょうか。これも含めまして、これが全体のスケジュールということになってまいります。

現在の状況でございますけれども、そこに情報化調整会議提案がされたということになっております。ここにつきましては、10月28日に副市長、部長クラスの情報化調整会議を開きまして、一応御説明をしております。今の状況は、システム自体は4社から取ってるんですが1,000万円単位で非常にばらつきがありますので、今ここについて精査をして、予算化に向けて準備をしているところでございます。

あと、今年としては、個人情報保護審議会への諮問とか、徴収方法の検討、それから、12月に市議会のほうへ議案外報告をした後、校長会への説明は年明けぐらいになろうかと思うんですけれども校長会へ説明をして、学校との役割分担であるとか、あとは学校で今集められている給食費の状況と確認、どういうふうな徴収をされているのか、管理をどうしているのか、学校ごとにより異なるような状況もあろうかと思っておりますので、この辺りについては新年度になってから調査をしてまいりたいと考えております。それらを踏まえまして、4年に公会計化をスタートさせたいと考えている状況でございます。

簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

【西本教育長】

ただいま学校給食費の公会計化について説明がありましたが、委員の皆さんから御質疑等ございますでしょうか。

【合田委員】

質問ではありませんが、以前この話が出たときも申し上げましたが、保護者にしてみたら、やっと便利になるなという。本当に周りからそういう意見ばかり聞いてきましたし、私自身も2年前までずっと現金でしか払えない学校だったので、小銭をずっと毎月集めてですね。なので、すごくいいシステムだと思います。

システムの運用とかも大変かと思いますが、1年かけてスムーズにスタートされることを願っています。ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

実はシステムでも色々と変わってきます。将来的にどういう形で管理をしていく部門でも方法が変わってきますけれども、そうしたところが運用の要になるのかなと思います。

なければ次に参りますが、よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

④です。令和2年度佐世保市教育センター第2回教育フォーラムの開催について、事務局から説明をお願いいたします。

センター長。

【久野総合教育センター長】

御説明いたします。同じ報告事項資料の4ページを開けてください。

毎年恒例になっております、教育センターフォーラムの御紹介です。一言で申し上げますと、市内小中学校の先生方の実践発表の場になっております。令和3年、年明けの22日金曜日、午後からの半日を使って、総合教育センターで行います。

大きく2部構成を取っております。まず第1部は、市内の小中学校の先生方がチームを組んで授業改善や研究をしておりますので、その発表をしていただく場です。限られた時間ではありますが、1年間の発表を聞いていただければと思っております。

第2部が記念講演です。宮崎大学の副学長をされております新地先生の講演になります。

す。この方はICT教育を専門にされておりまして、数年前、宮小がICT研究をされましたときに指導助言もいただいている情報教育の専門の方です。ICT教育、それから今進めようとしておりますスマートスクールに関してのお話も聞ける貴重な場ではないかなと思っております。ただ、コロナの蔓延で、この宮崎大学の方針で、外には出ないよというふうな御方向だそうですので、リモート等になるのかなと思っていますところ。

コロナ対策としまして、参加人数はできるだけ絞りまして、去年までより少なめの参加人数で行いたいと思います。教育委員の先生方にもこの後御案内を差し上げますので、来ていただければと思っています。

以上です。

【西本教育長】

ただいま第2回教育フォーラムについて説明がありましたが、委員の皆さんから御質疑、御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

以上で報告事項は全て終わりました。その他の案件に移りたいと思います。

【西本教育長】

以上ですが、委員の皆様から特に御意見、御質疑等ございませんでしょうか。

【合田委員】

意見とかではないんですけど、今週、広田中学校の2年生に看護師の職業講演に行っただんですよ。1クラス、40人弱ぐらい、看護師希望の子たちが入っていて、最初、その子たちは小中一貫で育っていたので、どうだったかと聞いたら、全員が、6年生から中学校の校舎でよかったですって。ちょうど先生がいらっしやらなかったんですよね。何て言うかなと思って聞いたら、そう言って。一人だけ運動会の応援団長ができなかったという方がいましたが、あとはみんな、よかったと言ってました。お兄さんお姉さんになれたような、早く大人になれた気がして勉強を頑張ったと言ってました。素直な意見なんだろうなと思ってですね、ちょっと嬉しかったので、報告がてらです。

【西本教育長】

ありがとうございます。

その後、次回開催予定日を確認し、終了。

----- 了 -----